鴨がわ

暑中お見舞
申し上げます

第35号　2004.8.1　鴨川法律事務所

わが国の土地制度の歴史

坂元和夫

一、古代の土地利用形態

古代において、村落はムラ（村）と言われ、もともとは血統を同じくする大家族制の戸から成っていました。村は、ある氏族が定住して族長の指揮の下に人々が協力して土地を耕作したことから形成されたと考えられています。村には氏神が祀られ、全村民が氏子でした。

拓かれた農地は氏族に帰属し（総有）、氏人が共同して耕作し収穫物は各戸に分配されました。村では、春になると、田を祭り斉串を立て土地を分割してその年の耕作者を決めます。これを水口祭と言いました。耕地は毎年割り換えられます。

二、大化の改新

その後、人口の増加により共同耕作方式が行き詰まり、大氏族間の勢力争いなどの政治的要因も絡まって大化の改新（六四五年）に至りました。大化の改新は、氏族制度を打破し氏族による私有地・私有民を廃し、土地と人民を天皇の直接の統治のもとに置く改革でした（公地公民）。この改革により、土地に対する使用収益権は氏から各戸へ移され、五〇戸を里とし、百姓の中から適任者が里長に任命されました。

人は、二〇歳になると口分田という田地を与えられ、これを耕作して租を納めた余りで生活し、六一歳になると公へ返すことになります。この班田収受は六年ごとに改められた戸籍に基づいて実施されました。

口分田の使用収益権は、個人にではなく戸に属することになっており、戸主が戸を代表してこれを行使しました。この戸主の権利が家督相続の主なものでした。

森林牧野は、これを分割せず依然として総有地のまま徳川時代に至るまで残っていました。

また、宅地は、大化の改新により各戸の私有とされ、官の許可を得て売買することが許されました。売買は、和銅六年に銭が鋳造されるまでは稲又は絹をもって行われました。この宅地に対する戸主の使用収益処分の権能がわが国における土地所有権の起源となったと言われています。

三、班田制の崩壊と荘園の発生

班田収受は、人口が増加するにつれ六年ごとにこれを実施することが困難となり、口分田は次第に世襲的家産に近づき、勝手にこれを売買する者も現れ富んだ者に口分田が集中していきました。結局、班田制は約二〇〇年間しか行われなかったと言われています。

班田制の崩壊のもう一つの原因となったのが墾田です。墾田とは荒野山地を開墾して出来た耕地のことで、大宝令は、新たに溝池を造って開墾した者には三代これを保有することを許し、既存の溝池を利用して開墾した者には一代の保有を認めました（三世一身の法）。

この制度のもとで、墾田は大いに増えましたが、官に没収される期限が近づくにつれ農民は耕作を怠り、田地が元の荒野になってしまうので、聖武天皇のときに墾田を永代私有とすることが認められました。ここに至って、人々は競って山野の開拓に努め、特に富と権力を持つ郡司などの豪族や貴族、寺院が墾田の所領を増やしていきました。このような私有地が名田であり所有者が名主と呼ばれました。

一方、地方長官の国司の地位は一つの利権と化し、人民に重税を課して私利を図るのが普通になっていました。この国司の悪政に対抗するため、名主たちは、中央の権力を持った貴族や寺院に名田を寄進し名義上の領主になってもらい名義料を納め名田を保全しました。中でも寺院は、仏教の隆盛に伴い、皇室や私人からの喜捨もあって寺田を増

やしていきました。

こうして発生した荘園は、国に対して租税を納めない特権と国司の立入りを拒む特権を獲得していきます（不輸不入）。荘園の不入の特権は、領主の荘園内に住む庄民（百姓）に対する命令禁止と裁判をする支配権に発展していきました。

また、荘園内の治安を維持し外部からの侵略に備えるために、荘園内に武力集団が自然発生的に出来ました。一族郎党からなる武士団が有力な貴族等のもとに結集して政争に利用されるようになり、次第に武士が勢力を伸ばしていくことになります。

四、永代売買の禁止

大化の改新による班田制が廃れ、中世には、土地は各自の私有となり、荘園の領主から小さな名田主に至るまで、土地の売買を自由に行ってきました。

しかし、徳川時代になって、百姓が恒産である田畑から離れるのを防止するために、寛永二〇年に地所の永代売買が禁止されました。但し、町屋敷は、町役の五人組が審査して売買証書に加判をすることにより、譲渡することが出来ました。町屋敷が譲渡されると、これを町内および親類一統に披露し帳簿の所有名義を変更することにより公示されました。

五、地割制の発生

徳川時代になって、各地に地割すなわち田地割替が慣行として行われるようになりました。

地割は、一村の田地を全村民の総有とし、一定期間ごとに農地を各村民の間に分配し直す制度です。地方により、その期間は、二年ないし二〇年とまちまちでした。地割を受ける者は、高持と言われる地租を負担する百姓です。地割の実施は、一村農民の自治に委ねられ、藩は、特段の不都合が起こらないかぎり、これを放任していました。

地割の慣行が起こった理由は租税負担の平等の要請です。徳川時代には村落が納税の単位とされ、村落はその耕地の石高に応じた地租を上納する義務を負っていました。しかし、耕地は、歳月を経るに従い、肥沃の度合いが変化し、上田が下田になりその逆も起こって貢租の不平等が起こります。過重な貢租を負担する下田の耕作者は、その田を捨てて逃亡するなどし、田は荒れ果ててしまいます。その結果、貢租の未納が生じ村民全体の迷惑となります。そこで、村内の耕地を一定の年限ごとに割替えて村民の耕作地の上下を平均することにより貢租の負担を均等にしようとしたのです。

六、明治の改革

明治政府は、それまでの封建的な物納貢租の制度を改め、地価を課税標準とする金納定率の地租制度を採用することにしました。そこで、明治四年の太政官布告により、土地所有者に地券を交付して地租を納めさせることにしましたが、問題は地価をどのようにして把握するかでした。

地価は、土地の反別等級によって決まります。反別を正確に把握するには検地を行う必要がありますが、検地は、豊臣、徳川が武力を背景にして行っても農民を服従させるのが容易でなかった歴史があるので、維新後日の浅い明治政府は、検地の代わりに土地が売買される度ごとにその代価を記載した地券を所有者に交付することにより地価を把握しようとしました。そのために明治五年に永代売買の禁止が解かれたのです。しかし、売買が行われる土地は限られているので、間もなく地券をすべての民有地に発行することにし、地価は類似の土地の売買価格に準じて記載することにしました。また、地券は、当初、農地や山林などを対象とした郡村地券だけでしたが、その後宅地についても市街地券が発行されました。地券の副本は地券台帳に綴じられ各府県で保管されました。地券は、土地所有権の確証であるとともに、地券の書換えが土地譲渡行為の方式とされ効力要件とされましたが、明治一〇年に地券の書換えがなくても当事者間では有効とされ書換えが対抗要件とされました。

地券制度は、所有権の変動は明らかにすることができても、担保権の設定に関しては公示することができないという根本的な問題点があるため、外国の登記制度を採用することになり、明治一九年の旧登記法制定によって地券制度が廃止されることになりました。

以上

行政事件訴訟の民主化のために

尾藤廣喜

京都大学で今何が起こっているか

京都大学の再生医科学研究所では、一部に教授の任期制が導入されています。そして、同研究所のA教授は、五年の任期の満了前に、再任の申請をし、その審議のために設けられた外部評価委員会は全員一致で再任すべきとの結論を出しました。

にもかかわらず、一昨年一二月に再生研の協議員会（教授会に相当する組織）は、この結論を全く無視して、A教授の再任を認めませんでした。

A教授は、この背景には、再生研の前所長のA教授に対する個人的な悪感情に基づく制度の濫用がある、また、このような運用をそのまま認めれば、一部有力者のご機嫌とりが重視され、ひいては、学問の自由が侵害されることになると主張し、京都地方裁判所に失職処分の取消し等を求め提訴しました。

ところが、本年三月三一日に京都地裁は、A教授の任用手続について、任期制の説明が不十分であったこと、協議員会が外部評価委員会の結論を無視したことについて極めて異例の経過であるとしながらも、任期の満了によって教授の地位は当然になくなるもので、京都大学は、A教授の権利を侵害していないとして、訴えを門前払いするなどの判決を下しました。

しかし、現実に、A教授の再任申請について、理由なく外部評価委員会の結論をねじ曲げ、意図的に再任を認めなかった大学側の行為を、このような形式論理で切って捨てた京都地裁の判決は、裁判による救済を求める市民を到底納得させるものではなく、私は、大阪高裁では、きっと異なった結論が出されると確信しています。現に、京都大学の総長自身が、判決直後に、「この判決が判例となるのはよくない」との声明を出し、この判決の考え方を批判しています。

そもそも、勝訴した被告から判決内容を批判される裁判所が、司法の役割を十分に果たしているといえるでしょうか。

管轄問題再び

また、京都に住むBさんが、自分の病状が医薬品の副作用によるものであると主張して、医薬品副作用被害救済機構制度に基づく年金等の支給を求めている事件で、被告の国と機構側は、管轄が同機構のある東京地裁にあると主張して、事件を東京地裁へ移送するよう申立てをしていました。

行政事件では、一方的に行政庁のある土地に裁判の管轄を認めてきたところから（行政事件訴訟法第一二条）、私がかつて代理人となった京都原爆小西訴訟でも、一旦は、東京地裁に事件が移送されたことがありました。しかし、この裁判は、その後、裁判所が被告の厚生大臣に京都での応訴を勧告し、京都に再移送されて、京都での審理が認められることになりました。

ところが、今回の医薬品副作用機構の事件で、京都地裁は、またもや、事件を東京地裁に移送してしまったのです。これでは、経済的に余裕のある者しか、中央行政庁を相手に裁判を起こすことはできないことになってしまいます。

行政事件訴訟法の改正でも

本年六月二日に行政事件訴訟法が改正され、近く施行される予定です。その内容によれば、中央行政庁を相手とした裁判でも、高等裁判所の所在する地方裁判所（京都では、大阪地裁）に訴訟を提起することができるようになるなど、一定の改善がされました。しかし、先の二つの事件に現れた裁判所の消極姿勢が改められないかぎり、行政裁判の民主化は未だしというべきで、国民の絶えざる監視がどうしても必要です。

フォード欠陥自動車事件

山﨑　浩一

企業の隠ぺい体質

最近、三菱自動車の欠陥隠し事件など、企業の悪質な隠ぺい体質が大きな社会問題となっています。

これでは消費者は安心して企業から商品を購入することができません。

このような事件の再発を防ぐうえで参考になる事件が昔アメリカで起きましたのでご紹介します。

ピント事件

一九七八年、フォード社は、販売した「ピント」車が追突された時にガソリンタンクの設計上の欠陥により炎上するおそれがあることを理由に一五〇万台をリコールせざるを得なくなりました。

フォード社をリコールに追い込むのに重要な役割を果たしたのが、ピントに乗車中に問題の欠陥によって傷害を被った男性がフォード社を相手どって起こした損害賠償訴訟の結果でした。

巨額の懲罰賠償金

フォード社は一九七一年型「ピント」という名前の自動車を製造販売したのですが、ある日、グリムショウさんが、ピントを運転していた時に、二八マイル（時速四五キロメートル）で進行してきた後続車に追突されたのです。

すると、「ピント」が突然、炎上してグリムショウさんが火傷を負いました。

そこで、グリムショウさんがフォード社を不法行為として訴えたところ、カリフォルニア州オレンジ郡の陪審員は原告に一億二五〇〇万ドル（三六〇円換算で四五〇億円）の懲罰的慰謝料の支払いを命じたのです。最終的には裁判官によって三五〇万ドル（一二億六〇〇〇万円）に減額されましたが、それでも巨額な賠償額でした。

この裁判では、フォード社が、ピントが追突されるとガソリンタンクの設計に欠陥があり、炎上して乗車している人が死亡または傷害を負う危険があることを知っていたにもかかわらず社内で、極秘に、事故が起きて払わなければならない賠償金の総額と、ガソリンタンクの修理をする費用とを比較して、修理費用の方が高くつくと判断して、あえて欠陥を隠して販売したということが明らかになりました。

陪審員が一億二五〇〇万ドルの懲罰賠償金を命じた理由は、フォード社が「ピント」が追突されると今回の事件と同様の火災によって乗員を危険にさらすことを知りながら販売したとものであるから、フォード社が「ピント」を販売してから得た総利益一億二四〇〇万円ドル以上であるべきであると判断したことにありました。

懲罰賠償制度

このように、企業のやり得を絶対に許さず、不当に得た利益は全て支払わなければならないことにするのは有効でしょう。

これは懲罰賠償制度といいますが、残念ながら日本には懲罰賠償制度がありません。採用すべきではないでしょうか。

以前、マクドナルドのコーヒーによって火傷を負った女性がマクドナルド社を訴え、高額の賠償金が認められたことが日本でも陪審制度の批判的な意味で話題になりました。しかし、マクドナルド社は自社のコーヒーが他社より高温なため二〇〇件以上も火傷の事故の報告を受けながら、放置していたことが厳しく断罪されたのでした。

企業が消費者に対する危険な情報を隠蔽するということを防止という観点から日本でも懲罰賠償制度を採用すべきではないでしょうか。

裁判官の実像

鍬田則仁

一冊のパンフレット

弁護士になってまもなく一月。そろそろと事務所内を探検してみると、相談室の机上の端に紫色のパンフレットがたくさん積んであるのを見つけました。手に取ると「忙しすぎる裁判官」日本弁護士連合会司法改革推進センター一九九六年一一月発行とあります。話には聞いていたのですが、実物を見るのは初めてでした。末端の裁判官まではこういうものは届かないようですね。これは、少なくとも地方裁判所の単独事件を担当した経験のある元裁判官会員五六名からの聴き取りを基に大都市近郊支部、過疎地の支部長、高裁陪席裁判官の勤務実態を分かりやすく物語風に描いたもので、巻末には、元裁判官の生の声の一部も紹介されています。一連の司法改革が法改正の面では一応の終わりに向かう中、ここに指摘されているような問題は解消しているでしょうか。

裁判をする裁判官の生活

ここでは、裁判をしない裁判官、すなわち、裁判官として任命された後、その多くの期間を最高裁判所事務総局や法務省で過ごす人々のことは除外します。この人々のやっている仕事は、普通の行政官庁の仕事と質的に差はありません。忙しいことは否定しませんが、裁判で忙しいということとは同列に論じることはできないでしょう。

司法改革が進む中、裁判の進行が全体として速くなっていることは、事実ですが、これは、手続法の改正、当事者及び裁判官双方の意識改革と努力によるものといえるでしょう。裁判官の数は増えてはいますが、その数はごく僅かです。裁判所の行政当局としては、公務員の数が削減される趨勢の中で増員を勝ち取っているという自負があるように思えますが、もともと大幅に不足していたということであれば特に誇れるものではない筈です。

現場にいた実感からすると、現在の状況は、八年前よりもっと忙しいと感じます。東京、大阪の二大地裁は、それぞれ東西の中心として人の給源にならなければならないことから若干余裕をもった配置になっていますが、高裁その他大都市地裁本庁と周辺支部は、そもそも事件の量そのもので限界状態にあると思われますし、地方の地家裁本庁・支部は、簡易裁判所判事の削減等で人のやりくりが非常に苦しくなっており、てん補や令状事務の負担で仕事の能率や体力面での苦しさが増していると思われます。裁判官の余暇と睡眠の時間は、一段と減っているのではないでしょうか。更に、精神的にも、事件の早期処理義務、人事管理の強化や人事評価の圧力など、追い詰められる状況はますます強まっているように感じます。

影響と改善策は

このような裁判官を取り巻く状況の悪化が当事者や裁判官本人に与える影響は、既に先ほどのパンフレットに指摘されているところがほぼそのままあてはまりますが、ことに、審理・判決の拙速化・行き過ぎた簡易化による国民の裁判所に対する不信感の増幅、部内部や家庭での対人関係の悪化が懸念されます。

また、裁判官は、多種多様な事件を経験しているから、それなりの常識、経験則を持っていると思っている（思おうとしている）のですが、それは、あくまで手続内の限られた枠内で得られたものにすぎず、忙しさの故もあって外界と接する機会が極めて少ないわけですから、日常的に多種多様な人々にいろいろな場面で接している弁護士とは、やはり格段の違いがあるように思われます。最高裁は、これを基本的に個人の能力の資質の問題と考えるようですが、心身に適度のゆとりがなければ、仮に優秀な人材であったとしても、適正な紛争の解決をすることはできないでしょう。これらの問題を解決するためには、やはり弁護士層の中から多種多様な人材を送り込み、これを裁判所に定着させて、人事にも関与できるようにしていくことが必要不可欠と考えます。

かもがわ講座

家庭裁判所が変わりました

昨年の七月に新しく人事訴訟法が成立し、この四月一日から施行されています。

この法律は、司法制度改革審議会の意見に基づいて、家庭裁判所の機能をより充実して、離婚、認知などの人事訴訟をもっと国民に身近なものにしようとの目的で制定されたものです。

従来の人事訴訟手続法は、一八九九年(明治三一年)に制定されて、殆ど大きな改正がされず、時代にあわない部分が多くありました。

今回の改正で、人事訴訟は、これに伴う慰謝料などの損害賠償請求を含め、これまで地方裁判所が一審を担当することになっていたものが、家庭裁判所が担当することになりました。

また、離婚訴訟に伴う親権者の指定などの裁判について、心理学などの専門的な考え方を反映させるために、家庭裁判所調査官の調査が活用できるようになりました。そして、国民の中から選ばれた参与員に、審理の過程で裁判所が意見を聴くことができることになり、審理の中に国民の良識が反映できる仕組みが取り入れられました。

また、当事者の証拠調べについて、プライバシーの保護の観点から、裁判の公開の要請に反しない限りで、一部公開の停止ができる要件と手続が定められました。そして、これまで裁判上の和解で離婚や離縁することが認められていなかったのですが、これが認められるようになりました。

このように、人事訴訟がより身近に活用できる基盤は整いました。今後これをどう生かすかが、訴訟当事者だけでなく、市民に問われています。